

ご存じですか？

常時50名以上の
労働者がいる企業は
産業医を選任しなければ
なりません。

(労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令5条)



産業医の選任、選任産業医の変更には
所轄の労働基準監督署に届出が必要です。

(労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項)

総務・人事ご担当者様へ

今、企業は生産性やコスト削減を求める以外に「従業員の健康管理」が大きな責務となっています。近年は少子高齢化に伴い、各事業場でも従業員の高齢化が進み、働き盛りの社員の生活習慣病や超過勤務による過労、うつ病などメンタル面の課題と、関連する訴訟も増えています。これらの予防や従業員を守るため、事業場の健康管理の法的な義務は年々強化されています。

事業場にとって従業員は大切な財産であり、安全と健康を守る責任があります。労災リスク回避、そして御社のさらなる経営発展のためにも、当院の産業医サービスをぜひお役立てください。

産業医ご紹介・選任のながれ

お問合せ
ご相談

候補医師の
選出・ご紹介

産業医を
選任

お気軽にご相談ください。

医療法人社団 **新町クリニック** について



理事長
高木 敏

日本医師会認定産業医
労働衛生コンサルタント
日本病院会・日本総合健診医学学会認定医

所長
神應 知道

日本医師会認定産業医
日本内科学会専門医
日本救急医学会指導医・専門医

トータルリスト®



病気と元気の調和が健康で、所長である神應はトータルリスト®として病気や問題点というマイナス減らしだけでなく、元気というプラス増やしも意識して産業医活動を行っております。

業務内容

人間ドックを始め、一般健診・特殊健診・産業医の委託業務、出張健診や外来診療(内科、消化器内科、漢方内科、神経内科、婦人科)がございます。疾病の早期発見から精密検査、治療までをスムーズに対応できることを目指します。

〒198-0024
東京都青梅市新町3-53-5
JR青梅線 小作駅東口より徒歩7分



● 産業医についてのお問い合わせ ●

TEL **0428-31-1233**

<https://www.shinmachi-cl.com>

産業医を
お探しの
企業様へ

貴社のニーズにベストマッチした
産業医活動をサポートいたします



医療法人社団

新町クリニック

新町クリニックは 貴社のニーズにマッチした 産業医活動を サポートいたします。

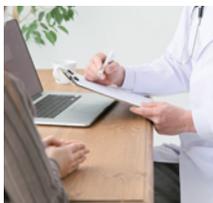
貴社にベストマッチする産業医を選任したうえで、
貴社と先生との関係を良好に保ち、貴社の労働安全衛生活動が
円滑に進行するようにお手伝いさせていただきます。

BEST
DOCTOR



新町クリニックの産業医

新町クリニックは、事業場（経営者）側、従業員側双方に寄り添い、労災リスクの減少と従業員の健康状況改善の両立を目指し、貴社の従業員の健康のためのサポートをしております。



健康診断後のフォロー

健康診断を当院で行っているので、健診後の事後フォローにも力を入れております。

職場巡視

作業環境
改善の提案

安全衛生
委員会への
出席

オンライン
面談



従業員の健康管理は 事業場の責任です。

産業医の主な業務内容

事業場に訪問し
健康管理指導

会社の
労働環境への
アドバイス

2ヶ月に1回以上、職場を巡視し、
作業方法や作業環境などの改善提案を
行います。

産業医の役割

産業医を設置することで
貴社の従業員の健康を守ります。

産業医とは法的案件であり、事業場において労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行えるよう、専門的立場から指導・助言・協力を行う医師のことです。

産業医の役割は病院の医師のように診察や治療を行う事ではなく、従業員の心身の健康状態や労働衛生を把握した上で、会社に「こうしておいた方がいいよ」と助言する存在です。

主治医の位置とは異なるので、会社と従業員の間立って、本人の健康状態や職場状況から、一番いい方法を模索する役割で、第三者的な視点で業務を行う事が望ましいとされています。

産業医の選任義務

各事業所の従業員数が常時50人以上であれば産業医を選任する必要があり、労働基準監督署に「選任届」を提出しなければいけません。

事業所規模	産業医の選任
49人以下	努力義務
50~499人	義務（委託可）
500~999人	500人以上有害業務に従事の場合は専属
1000人以上	義務（専属）